

§. 橋梁点検概要

(1) 点検計画

現地踏査結果を反映した橋梁毎の点検方法および安全管理計画を立てるものである。

(2) 点検方法

前項の橋梁一覧表を参照とする。

- ・ 船上点検 1橋
- ・ 橋梁点検車 1橋

(3) 点検体制

定期点検を適正に実施するために、点検に携わる橋梁点検員は以下のいずれかの資格を有するものとする。

- 橋梁点検技術研修会修了者(財団法人 道路保全技術センター)
- 橋梁点検技術研修会修了者(財団法人 海洋架橋・橋梁調査会)
- 道路橋点検士(一般財団法人 橋梁調査会)
- または「橋梁定期点検要領(案)国土交通省」「道路橋に関する基礎データ収集要領(案)国土技術政策総合研究所」に基づいた点検を実施した実績があるもの

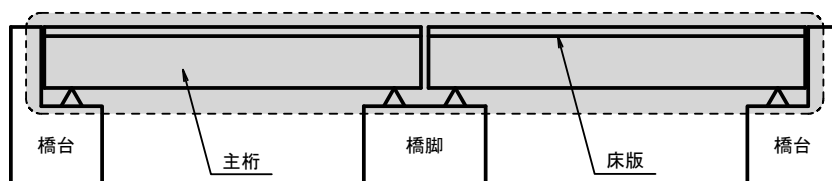
(4) 定期点検

定期点検は、全径間の全部材を対象とし、径間ごとに目視によることを基本として必要に応じて簡易な点検器具を用いて行うものである。

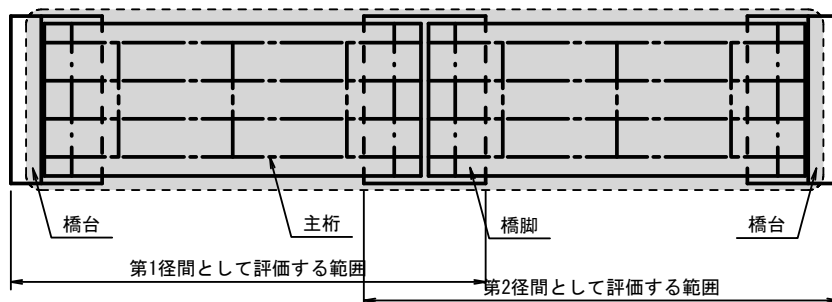
改定前のマニュアル(案)では、損傷の状況をできるだけ簡易に把握することを意図して、一般的な構造形式の橋梁において損傷発生頻度が高い箇所や同じ部材でも劣化が先行的に進行する箇所のみに着目するなどにより、点検作業の省力化が図られていた。

しかしながら、平成26年7月1日から施行される「道路法施行規則」の改定により近接目視が基本とされたため、全体を近接目視により点検を行うものである。

<側面図>



<平面図>



(5) 損傷の種類

定期点検では、点検する部材に応じて下表に示す損傷の種類に対して点検を実施するものである。

材料	損傷の種類
鋼部材	① 腐食
	② 亀裂
	③ ボルトの脱落
	④ 破断
コンクリート	⑤ ひびわれ・漏水・遊離石灰
	⑥ 鉄筋露出
	⑦ 抜け落ち
	⑧ 床版ひびわれ
	⑨ PC定着部の異常
その他	⑩ 路面の凹凸
	⑪ 支承の機能障害
	⑫ 下部工の変状

(6) 点検項目

定期点検で対象とする部材ごとの損傷の種類は、橋梁形式に応じて下表を標準とする。

工種	部材	
鋼上部工	主桁	① 腐食 ② 亀裂 ③ ボルトの脱落 ④ 破断
	縦桁	
	主構トラス	
	横支材	
	アーチリブ・補剛材	
	垂直材	
	横桁	
	対傾構	
	横構	
	鋼床版	
	床版	
	コンクリート 上部工	主桁
縦桁		
主構トラス		
横支材		
アーチリブ・補剛材		
垂直材		
横桁		
床版		⑥ 鉄筋露出 ⑦ 抜け落ち ⑧ 床版ひびわれ ⑨ PC定着部の異常
下部工	橋台	⑤ ひびわれ・漏水・遊離石灰 ⑥ 鉄筋露出 ⑨ PC定着部の異常
	橋脚	⑨ PC定着部の異常 ⑫ 下部工の変状
支承部	支承本体	⑪ 支承の機能障害
路面		⑩ 路面の凹凸

(7) 損傷の評価

定期点検の結果、損傷を発見した場合は、部材ごと、損傷の種類ごとに損傷の状況を把握するものとする。

損傷程度の評価区分は、下表に示すとおりとし、2段階または5段階評価とする。

損傷種類	評価区分
① 腐食	a～e
② 亀裂	有・無
③ ボルトの脱落	有・無
④ 破断	有・無
⑤ ひびわれ・漏水・遊離石灰	a～e
⑥ 鉄筋露出	有・無
⑦ 抜け落ち	有・無
⑧ 床版ひびわれ	a～e
⑨ PC定着部の異常	有・無
⑩ 路面の凹凸	有・無
⑪ 支承の機能障害	有・無
⑫ 下部工の変状	有・無

(8) 点検結果の記録

点検結果は、「定期点検マニュアル」に準じて、「徳島県橋梁基礎データ入力システム」に記録する。

(9) 健全度の診断

定期点検では、部材単位での健全性の診断と道路橋毎の健全性の診断を行った上で、健全・予防保全段階・早期措置段階・緊急措置段階に区分する。

判定区分は、定期点検マニュアルの「損傷評価事例」に示す『判定区分の判定基準』を参考に行うものとし、各区分における状態は下表のとおりとする。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

(10) 対策区分の判定区分

定期点検では、橋梁の損傷状況を把握したうえで、構造上の部材区分あるいは部位毎、損傷種類毎の対策区分について、橋梁定期点検要領を参考に、判定区分による判定を行う。

判定区分	判定の内容
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C 1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
C 2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
E 1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E 2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S 1	詳細調査の必要がある。
S 2	追跡調査の必要がある。

※「健全性の診断」と「対策区分の判定」は、それぞれの定義に基づいて独立して行うことが原則であるが、一般には上表の色分けのような対応となる。